

## 第13回 長野県本人確認情報保護審議会 議事録(2004.8.11)

### 出席委員

不破会長、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

### 県出席者

田中知事、小林総務部長、八重田企画局長、吉澤市町村課長、阿部情報政策課長、  
合木国際課長 ほか

### 事務局：

委員の皆様、全員のご出席をいただきまして、ただ今から、第13回長野県本人確認情報保護審議会を開催いたします。私は、事務局市町村課の佐藤正行と申します。審議事項に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。それでは、はじめに田中知事からごあいさつをお願いします。

### 田中知事：

もう改めて申し上げるまでもなく、本日もお集まりいただきありがとうございます。

侵入実験というものを行ったわけでございます。その上で、セキュリティ強化のためにさらに皆さんから意見をいただいて、6月の末に住基ネットについての長野県の基本的な考え方というものを整理させていただいております。公的個人認証サービスに関しても、これは、私たちが皆様の意見をいただく中で、不具合な点をきちんと対応した上で運用を開始したわけでありまして、この108に及ぶ項目というものの検証をさせていただいたことというのは、これは本県にとどまることでなく、むしろこうした点を確認せず行った総務省をはじめとする機関に、私どもは良い意味でボランティア活動をしたようなものではなかろうかというふうにも思っていますし、その点は、これは歴史がある意味では今後この公的個人認証サービス、あるいはそうした不具合な中で進められてきている住民基本台帳ネットワークというシステムが、今後、歴史の中で検証される上において皆様の大変なご尽力をいただいて本県が行ってきたことというものは、むしろ高く評価されていくべき筋合いのものであらうと思っております。

パスポートの事務に関しましては、これは佐藤委員のほうにセキュリティの面のご検討等をいただいておりますが、この点がある程度まとまってきているということでございますので、これに関して、これを踏まえてさらに万全な対策を講じて、利用を開始していく上においてご意見があれば、是非また今日この場でいただきたいと、このように思っております。どうぞよろしく願いいたします。

今、清水委員から何かお話を、私が来る時になさっていた件は。

### 清水委員：

個人的な問題なので。

### 田中知事：

私は、税金を用いて会食をするならば問題がないという発想のほうはむしろおかしいのではないかと考えているんですけれども、いくつか委員をお務めになっていた方々の中には、税金で払うんだと思ったので食事をしたということ、他の委員会でもあります、委員をお務めであった方にいらっしたんですけれども、それはむしろ今まで税金に関して厳しいご指弾をなさってきた委員としては、大変に論理的に不整合を生じているような意見じゃないかなというふうには思っていますけれども。

この問題に関しましては、私は、やはり必要な会合をご議論いただく際にそうした飲食があったということであるというふうに思っておりますので、それは、既に議会の場でも私は繰り返し申し上げてきているところなんです。

清水委員：

私のほうから一言よろしいでしょうか。

今、朝日（新聞）の飯竹さんから、知事と会食したことに関して、その金を返すべきではないかということを言われました。（飯竹記者から「そんなことは言っていない」という趣旨の発言あり。）そういう意味でしょう。だって、同席した県の職員たちは返したとも言っていたでしょう。「ほかの人たちは返していますけれども、あなたはどうするんですか」というふうに言われたものですから、私はお金を出したところから違法、あるいは違法でないにしろ、間違った支出だから返してくれというふうに言われれば返すけれども、ほかの人から言われる筋合いはないというふうにお答えをしました。また、私は知事と飲食をしたことで、その前後において自分の考え方や発言を一切変えたこともありませんので、その飲食がいかがわしいものだという認識も全く持っていません。むしろ、意味のある意見交換をしたかとも考えています。

田中知事：

これに関しては、「しなやかな信州をはぐくむ会」、以前は「しなやかな長野県をはぐくむ会」という名前ですが、この会の会長及び事務局長を務めている者が、私の政治活動あるいは議論をする場合において必要であると認めた支出をしていますので、その会としては皆様に何ら返還請求を求めているわけではありませんし、会としては、その会長及び事務局長は、必要な支出であったというふうに認識していると聞いておりますので。

清水委員：

了解しました。

田中知事：

ご理解いただければと思います。

事務局：

それでは、審議に入らせていただきます前に、初めてこの審議会に出席する職員がおりますので、自己紹介をさせていただきます。

八重田企画局長：

5月1日から企画局長を務めさせていただいております八重田修と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

小林総務部長：

同じく5月1日付けをもちまして総務部長を務めさせていただいております小林公喜と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

合木国際課長：

総務部の国際課長を務めております合木康典と申します。どうぞよろしくお願い致します。

事務局：

審議の前でありますけれども、このあと、田中知事は所用がございまして退席させていただくことになります。委員の皆様から特にご発言がございましてしたらお願いをしたいと思っております。

不破会長：

それでは、私のほうからよろしいでしょうか。

今、知事も冒頭におっしゃられたとおり、長野県の住基ネットというのは、危ない部分を自ら検証して、その部分については独自の安全策を策定して実施すると。それから、住基ネットを利用するシステムである公的個人認証もパスポートの発行についても、その安全性を自分で検証して独自の安全策を練っていくという、他の都道府県で見られない独自の安全なネットワークを作るフェーズが今始まっていると思っております。このことに関しては、私どもの審議会も関与をさせていただいてはいますけれども、ここでは是非県をお願いをしたいのは、その安全策実施の主体はあくまでも県であると。県が自ら責任を持って安全策を実施しているんだということを是非ご確認いただければと思っております。審議会は、国や県が行うことに対してチェックをして、問題があればそのことを指摘もし、また安全策があればそのことを提案させていただきますけれども、それを実施するのは県であると。しかしながら、時々、県の対応に県が主体であることを自覚しておられるのか疑問に感じる場合もございまして、例えば、安全策の実施についても、それから侵入実験に対する対応であったり、県議会での答弁などで、あたかも審議会にみんな丸投げしているかのようなご発言をされる場合もありまして、大変困惑をしております。困惑は私ども審議会委員だけではなくて、市町村もその点では困惑をしまして、住基ネットを実際に運用している市町村が困惑しているというのは、住基ネットの安全策を実施する上でも大きな影響があるかと思っております。市町村の困惑を解消して、安全策への理解を得ていくために、安全策実施に県が主体的に取り組んでいるという姿勢を県の皆様が是非これからも示していただきたい。知事をはじめとして県の皆様も、私ども審議会委員も、県民の情報保護という大変重い使命を担って、それぞれの立場で活動しておりますので、是非、この点をよろしくお願いをしたいということです。

田中知事：

その点は今、不破会長からもお話がありましたが、よりそうした点に気を引き締めて、無論、新任の企画局長の八重田も、また従来から行っております情報政策課長の阿部もきちんと対応をしまして、また、とりわけ総務部長の小林も市町村課長の吉澤も、また、さらに仮に今後パスポートの発給ということであれば、国際課長の合木のみならず担当職員も、逆に皆様に頼るのではなく、皆様の大変な深いパースペクティブを持ったご議論をきちんと実現していくことに全力を尽くしたいと思っておりますし、もしその点で至らない点があれば是非、今後もよりよいご助言をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

不破会長：

よろしくお願い致します。ほかの委員の皆様はいかがでしょう。よろしいですか。

事務局：

それではお時間になりましたので、知事、よろしいでしょうか。

田中知事：

どうもありがとうございます。すみません、申し訳ありません。(知事退席)

事務局：

それでは審議事項に進ませていただきます。会議の議長は規定により会長が行うこととされています。不破会長様、よろしくお願いします。

不破会長：

本日はお忙しいところありがとうございます。それでは審議に入らせていただきます。本日は、午後3時終了を目途とさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして審議をさせていただきます。まず、審議事項1の「住基ネットに係る市町村ネットワークの脆弱性調査最終結果を受けてのセキュリティ対策実施状況等について」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

吉澤市町村課長：

市町村課長の吉澤でございます。私から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは資料1の2ページ目をご覧くださいと思います。こちらが住基ネットについての長野県の基本的な考え方ということで、先ほど田中知事のあいさつの中でも触れさせていただいておりますペーパーになります。

不破会長：

すみません。まず、この資料1なんですけれども、あて先が総務省の自治行政局長となっておりますけれども、ちょっとその経緯についても教えていただけますか。

吉澤市町村課長：

すみません。実はこの7月の終わりに、知事名で総務省の自治行政局長あての文書で要請させていただいております。当日は、ここにおります企画局長、情報政策課長、私などでお伺いしまして、総務省のほうは、市町村課の望月課長、山口住民台帳企画官、上飯屋本人確認情報保護専門官などにご対応いただいております。これが、本県の脆弱性調査結果を踏まえまして、今後、どのように対策を進めていくか、また総務省に対してどのようなことを要請していくかということを説明したものでございます。ペーパーのほうでは中段に、「調査結果は別添のとおりですが」ということで、2月29日に発表させていただきました調査結果を、本日は付けてございませぬが、それをお付けするかたちで報告させていただいております。そこで、まとめとしましては、住基ネットの一部を構成する市町村ネットワークに関しまして、パスワードやアクセス制限などの不適切な設定や、CSのセキュリティホールが存在など、いくつかの脆弱性が発見されました、と。市町村ネットワークにつきましては、本人確認情報にましてセンシティブな情報が多くあるということで、長野県では別紙のような考え方で、今後、市町村ネットワークのセキュリティ強化及び住基ネットの安全な運用を図っていく予定でございますということで、

今、ちょっと説明を始めさせていただきました2ページの資料をお付けしたかたちで文章を持って行かせていただいております。

あと、直接的に総務省に対して要請したということは、一番下のパラグラフをご覧いただきたいと思いますが、住基ネットに関しまして、総務省及び(財)地方自治情報センターが実施したセキュリティ監査等、住基ネットの安全性に関する詳細な情報の書面による開示をお願いいたします、と。また、CS及びCS端末へのセキュリティパッチの適用につきましても、早期に対応できる体制強化を併せてお願いする次第です、ということで、これをお持ちしてございます。

それにあたりまして、2ページ目をご覧いただきたいと思いますが、県の基本的な考え方というものを6月の末にまとめさせていただきました、県議会の総務委員会等でも説明をさせていただいております。

1の経過につきましては、皆様、ご存じのことですので詳しい説明は省略させていただきますけれども、第3パラグラフにございますように、昨年9月以降、県内の3町村で調査を実施させていただきました、先ほど申し上げましたような脆弱性が発見されたということでございまして、今後の方向としましては、2の方針のところに書いてございますようなかたちで進めさせていただきたいということです。リードの部分でございますけれども、個人情報の保護に最大限の配慮をしながら、電子自治体の基盤となる住基ネットがより安全に運営されるよう、以下の対策を進めてまいりたい、と。併せまして、パスポートの発給等、県の事務への住基ネット利用につきましても、検討した上で実施してまいりたいということでございます。

まず(1)でございますが、着実に市町村ネットワークのセキュリティ強化のための研修等を実施してまいりたいということでございます。(2)は、本年度、特に全国的に進められておりますセキュリティ監査を支援してまいりたいということでございます。3ページ目の(3)でございますが、県内に電子自治体協議会というものを市町村等の加盟によりまして設置させていただいておりますけれども、この中で、高速ネットワークワーキンググループ、セキュリティワーキンググループなどで、より安全なネットワークシステムの具体化を進めたいということでございます。(4)が、本日ご審議をお願いすることになっておる事項でございますが、県の事務における住基ネット利用ということでございまして、現在、佐藤委員様と検討を進めさせていただいております、今後、審議に諮った上で年内の実施を考えていきたいということでございます。本日の審議会は、その中の1つのステップとなっております。(5)でございますけれども、総務省と地方自治情報センターに対して、本県が実施しました調査結果についての説明を行い、CS及びCS端末へのセキュリティパッチの早期適用のための体制強化を要請するという、これが先ほど冒頭申し上げました、先月の27日の要請ということでございます。(6)でございますけれども、公的個人認証サービスにつきましても、下のほうに書いてございますが、条例案と補正予算案につきましては6月の県議会で提案となっておりますが、その後議決されておりまして、7月12日からサービスを開始させていただいております。不破会長を中心に、審議にご協力をいただきましてありがとうございました。(7)でございますが、地方自治情報センターというものが「共同アウトソーシング・システム開発実証事業」というものを今年募りまして、県といたしましては、高速ネットワークの整備、より安全な住基ネット第3次版ということで、これらのコンセプトが合うということで、提案を5月末に行わせていただいている状況でございます。

次に、今までのことにつきまして、時系列的に4ページにどのようなことを実施してきたかということの資料でございます。市町村に対しての関係でございますが、3月3日に調査結果等の説明を中南信と東北信でそれぞれさせていただいております。同じく市町村に対しましては、5月21日に市町村セ

セキュリティ研修会ということで、134名で開催させていただいております。あと、6月17日に午前・午後に分けて、公的個人認証の担当者と住基ネットの担当者に対しまして、それぞれ研修会を実施させていただいております。出席は約200名でございました。あと、今後でございますけれども、点線の下に、8月上旬と書いてございますが、8月2日から13日に掛けて、住基ネットに関するチェックリストによる自己点検ということで実施させていただいております。本年度の点検項目につきましては、「パスワード管理」というものが重要点検項目として実施されております。先ほど、電子自治体協議会の関係を申し上げましたけれども、3月25日から5月24日、5月31日、7月2日と、これらにつきましても、それぞれセキュリティ対策のワーキンググループや高速ネットワークのワーキンググループをそれぞれ開催させていただいております。以上でございます。

不破会長：

はい、ありがとうございます。

これは要するに、昨年の8月にこの審議会で決めました住基ネットの安全策第1次から第4次までの安全策、そのうちの第1次というのがインターネットとの接続の問題で、これはもう8月の時点でほぼ対応は終わっていたということで、残りましたのが2次から4次の部分ということになりますけれども、その2次から4次の部分、その中で、侵入実験で新たに市内LANの部分についても脆弱性が明らかになったので、それも加えたかたちで県が主体的に安全策を実施していこうという動きを今説明していただいたんだと思っておりますけれども、この電子自治体協議会というのは、市町村と県が対等の立場で協議をする場だと思っております。よろしいのでしょうか。

吉澤市町村課長：

結構でございます。

不破会長：

こういう住基ネットの安全策を話し合うのにふさわしい場であったという協議会があった。しかも、そこにセキュリティ対策ワーキンググループというのがあって、まさにこの安全策の実施について協議をする場ができていたと。そこに県が主体的に参加をして、安全策についての説明もさせていただき、県の方針も示したというふうに思っております。よろしいのでしょうか。

吉澤市町村課長：

それで結構でございます。

不破会長：

その時に、各市町村からはどのような意見が出て、今どのようにこのワーキンググループで作業が行われているか教えていただけませんか。

阿部情報政策課長：

それでは、情報政策課長の阿部のほうから説明させていただきます。

まず、電子自治体協議会の関係ですけれども、先ほど不破会長からお話ございましたが、今、県もちろんですけれども117の市町村、それから10の広域連合、そしてもう1つ自治振興組合という

情報化をやっている組合で、129の団体で出来上がっているものでございまして、もともと情報化を対等な立場で論議しようという会でございまして、この中で、特にセキュリティの関係が必要になってきた中で安全策をワーキンググループ等で検討するという動きがございまして、こちらに記載したように、非常に活発にやっていただいております。経過はここにスケジュールとしてまとめさせていただいておりますけれども、まず2月29日の調査結果を受けたあと、いろいろ紙ベース等の情報だったものですから、非常に市町村の皆さんも疑問点をお持ちだったものですから、そういったことをまず解決するという目的で、結果として、事実としてあったことをお伝えするという意味で、それは市町村向けの説明会ということで、吉田委員さんまでご足労いただいたわけですが、午前・午後に分けてやってまいりました。そういった中で、電子自治体協議会でより詳しい説明を求められましたものですから、技術の担当もまいりまして、1つ1つ疑問点にお答えするかたちでやってきております。原則はそういうことで、まず実験の内容等の詳しいことをやるということ。それから、加えて今の段階では実験の様子が大体わかったものですから、次のステップとして、そのための対策ですね。特に市内LANの脆弱性ということで、調査の結果としてご指摘いただいた点がございまして、その対応策をどうしていったらいいかということに今来ておりまして、それは個々の市町村によっていろいろ状態も違います。いろいろセキュリティのシステムも違いますし、予算の関係もあつたりするものですから、可能な限り情報を共有しながら、なおかつ市町村の状態に応じた対応ができるようにということを中心として、そういった意味でのざっくばらんな意見交換の場ということで今、進んでいる状況でございます。

不破会長：

具体的に県でこういうことを始めたとか、市町村の安全策のために始められたことというのは。

阿部情報政策課長：

一番は、根本は特にセキュリティの場合でしたらセキュリティポリシーとございますね。そのへんが、実はまだ全部の市町村でポリシーもできていない状況でございました。長野県は14年度にポリシーを作りましたけれども、まずそういった基礎的な部分から固めようということで、セキュリティ指針というものを、1つの基本となるようなモデルとなるようなものを検討いたしまして、これは7月2日にかたちとしてまとめましたものですから、それをすべての市町村の皆さんにお示しをして、そういったことを参考に、それぞれの市町村にあったセキュリティポリシーを作っていただいて、ポリシーを作るだけではなくて、それに対応するポリシーを実施するための手順みたいなことも作っていただくということを始めてきております。それが一番根本でございます。

不破会長：

あと、先ほど対策という話があって、各市町村ごとにその対策が異なるのでというお話がありましたけれども、一部の市町村ではペネトレーションテストを独自にやられているところも出てきていると聞いております。前も私ちょっと県にお願いしたのは、こういうことを小さな村なんかやる時には、是非、県が何らかの補助をするというような配慮もお考えいただければと思っております。そのペネトレーションテストを年に一度とか半年に一度とか受けていけるような仕組みづくりというものの、財政的な問題はありのしょうけれども、ご検討をいただければと思いますけれども。

各委員さんのほうで、この県が今進めている住基ネットの安全策についてご意見等をいただきたいと思っておりますけれども。中澤さん、いかがでしょうか。

中澤委員：

まず県に確認をしておきたいんですが、この長野県の基本的な考え方というのを読ませていただきますと、これからは利用していこうということをおっしゃられるわけですが、今回の脆弱性調査の結果というのは前回の会議で出されているわけですが、それを受けて、今説明のあったような、市町村の説明会も行われています。いずれにしても、昨年からの動きを整理しますと、この審議会でインターネットと物理的に接続しているから危険だということで離脱を勧告した。それを受けるようなかたちで侵入実験が行われた。その結果の報告が今年の2月29日にあったということになる。その実験の結果から、今回は基本的な考え方が示されて、利用していこうという格好にはなっておりまして。ということは、いわばインターネット接続の物理的危険性、それを実験して確かめるといようなことを経る中で、現在の住基ネットについては県が利用をする、あるいは運用を継続する、それに耐えうと言いますか、そうしていてもいい安全性があるというふうに県としては判断したということでしょうか。それを確認しておきたいと思います。

不破会長：

ちょっと1点、経緯だけご説明いたしますと、5月の段階でインターネットと接続しているところが20いくつあって、それについて危険性を指摘いたしました。そのあと6月、7月と県の情報政策課と私どもとで各市町村を回りまして、危ないところは切ってほしいということで、20いくつあった市町村の中で本当に危ないところがいくつもあったわけなんですけれども、そこを重点的に切っていただいて、8月に我々が安全策を示した時点で、インターネットからの接続の問題については、私の考えでは、もう解決したと判断をして、8月の段階でそのことを私は申し上げていて、11月の審議会でも12月の審議会でもそのことを申し上げて、その結果、侵入実験の目的は何だったのということをお聞きしてきております。8月の時点で、インターネットからの侵入の危険性というものはもう私は終わっていたという理解があるんですけども。

中澤委員：

不破先生はいつもそうおっしゃられるんですが、市町村はそういうふうには取ってないですから。今回の実験というのは、審議会から提言されたことを受けて、その安全性を見るための実験だったというふうには取っていますので、そのことはともかく、ちょっと…、

不破会長：

それもなんか、審議会がやったかのように見られていて…、

中澤委員：

ちょっと離れていただいて、いずれにしろ、これから住基ネットを利用しようということをおっしゃられているわけですので、そのへんに関しては利用していてもいいんだという判断をされたということでしょうか、ということです。

吉澤市町村課長：

住基ネットに対する県の基本的な考え方につきましては、先ほど資料1で申し上げましたペーパーの



1枚目のところに書いてあるということでご理解いただければありがたいんですけども。要は、住基ネットは全国を結んでいるものですので、そのCSを含む部分に、外に市町村の庁内LANというのがございまして、その中に既存の住基サーバというのがあるわけですから、そういうものと全体としてとらえた場合に、その庁内LANの一部にまだ弱い部分があると。ですから、その部分につきましては、今後セキュリティ対策を進めていながら、あと我々が踏み込めない、要はLASDEC管理の部分ということで、CSより上の部分に対しましては、総務省に対して情報開示を求めるなり、さらにセキュリティパッチとか、そういうことを強化するということを進めながら進めていきたいということございまして、100%安全云々ということでは断定しているという状況ではないということです。

中澤委員：

現実に今使っていますので、要は使ってもいいと、そういう判断はしているということですね。

吉澤市町村課長：

県としましては、ざっくり言いますと、毎年住基ネットを運用するために今年は2億6,000万ぐらいたと思いますけれども、予算を掛けておりますので、それをきちんと使いながら、ただし安全性は十分に担保しながら進めていくというのが基本的な考え方でございます。

中澤委員：

はい、ありがとうございました。それからもう1点ですけど、これに関して言いますと、この説明会は各地で開かれ……、各地というか、先ほど言いましたような説明会が開かれるわけですが、その中で、県の方々もご苦労されたとは思いますが、市町村として一番不思議に思っていることがあるわけですけども。それは、特に不思議に思っているといえますか、市町村から強く「どうしてなんだ」という意見が出されているところがある。それは、物理的接続があるから危険だという指摘、それに対して、今度県が考えているネットワークは、物理的には同じファイバーを使って論理的に3層分割してやるんだと。そこが市町村、我々素人からしてみれば非常にわかりにくいところでもあります。物理的接続があるから危険だと言われたことに対して、物理的には同じ線を使って論理分割するんだと。その中は住基ネットもLG-WANも、あるいは一般のインターネットも中で流しましょうと。そういう説明ですね。そのへんのわかりにくさがある市町村の方からいろいろな質問が出ていますが、明快な答えはなされていません。このへん、むしろネットワークの専門家の佐藤さんなりのお考えをちょっと聞かせていただければうれしいなと思いますけれども。

不破会長：

そのような質問が市町村から協議会に出てきていると。それはその都度、県のほうできちんとご説明をいただいていた回答されているということではないんですか。

阿部情報政策課長：

今、中澤委員さんからご指摘があったのは、電子自治体協議会のセキュリティ部会等で具体的・専門的な質問も出てきております。そして先ほどお話がありましたのは、県で出しました高速ネットワークの方針で、3層ぐらいのレイヤーを例示いたしまして、閉じたネットワークもあればオープンのもあるとご説明してきているんですけども、一応その部分については、部会の中では質問は出て…、

中澤委員：

高速ネットワークの部会では出ているんじゃないですか。

阿部情報政策課長：

高速ネットワークの部会もございまして、その中ではそういったものはしっかりと区分できていて安全なのかという質問は出ておりますけれども、その場合には、それぞれのセキュリティの度合いによって閉じたネットワークにするとか、暗号化をするとか、そういった処理をすることによって安全性が担保できるんだという考え方を説明いたしまして、そこで理解はしていただいていると認識しておりますけれども。

中澤委員：

私が出ていたところでは、そんなにすんなり理解されているとは私はとらえておりませんけれども。結局、例えば市内LANも2系統に分離をさせましたよね。その後に、同じ線であっても論理分割されていればいいというような話になってきていますので、「これって、どういうふうにうちの町長に説明したらいいの」というような質問が出されましたよね。

阿部情報政策課長：

直接部会に出た者もおりますので、よろしければ中谷から。

情報政策課 中谷主任：

補足させていただきます。まず、今、中澤委員さんご指摘の県の高速ネットワークの論理構成につきましては、セキュリティ対策ワーキングではなくて、高速ネットワークというところで話題になっております。まず確認しておきたいのは、先ほど、100%の安全はないという中で、インターネットとの接続というのは特に危険性が高いということで、緊急避難的に、ともかくそれは大きな危険性があるということで緊急避難的に切っていただくように助言をして回ったということです。その後、例えば波田町 これは公開していいと思うんですが、波田町のように一定以上の専門的な知識を持ってきちんと管理すれば、その時点では侵入に耐えたというような経過もありますので、そのネットワークの形だけをもってしてか×かというような判断をするというのは非常に難しいんです。しかも、もともと自治事務であるところに対して、県がこの形はいかんよというかたちで×を付けるというのは非常に難しい。そんな中で、より高度な管理を進めていくことによって安全性を高めましょうと。そのやり方について指針にまとめましょうという話をしてきたところです。ですから、高速ネットワークの論理構成につきましても、その形がいい悪いということだけでは判断できないと思います。1つには、データの出たり入ったりする口をIDS、IDPを利用することによって、県でネットワーク化することによって、セキュリティで守るべきところに効率的にコストを掛けられる、120団体がばらばらに掛けるお金を1カ所にまとめてセキュリティに対するコストを掛けられるという、不破先生の3次案、4次案に該当するご意見を参考にさせていただきまして考えていますので、その形だけでは判断できないと思います。ただし、高速ネットワークの論理的分離につきましては、その後の検討で難しい部分があります。例えば、住基ネットについては、それが認められない可能性があります。その後の検討状況、まだここでオープンにはできないこともあるんですが、よりレイヤーの低いレベルで分離をするような

方策を検討しております、これについては、高速ネットワークワーキンググループに参加している市町村も、まだ納得というか、結論を聞いてどう判断されたというところではなくて、まだ議論の途中だと考えていただきたいと思います。これにつきましては、例えば本当にまだ動いているところで、昨日もその打ち合わせを夕方ずっとしていたような具合で、段々に形になりつつあります。そのことは各市町村さんにまた情報提供して、ご判断いただいて、一緒に考えていきたいと考えております。

不破会長：

その意味では、各市町村の理解を得ながらというのはもちろんの話ですので、県で随時検討していることを市町村にもオープンにしながら、理解を得ながら進めていっていただきたいと思います。

中澤委員：

ありがとうございました。そういう意味では、前回、物理的接続があるから危険だと言われたことに対して、物理的な同じ線を3つに分けて使うと。それで果たして安全なのかというのが素朴な疑問として出されているということですので、中谷さんの説明で十分でございます。

佐藤委員：

コメントしていいですか。

不破会長：

はい。

佐藤委員：

物理的につながっているからだめだということをどういう背景のもとに言ったかということを理解しないと、単に物理的につながっているからその接続形態が全部だめだと言っているわけではないわけで、物理的につながっていても、その接点のところの機械の安全性を相当強く確保することによって、実は安全性は確保できる場合はあるわけです。ですから、住基ネット専用の線でなければいけないという形で、ほかのネットワークとは分けなさいという形での考え方というのは、私は今の段階ではそれを強く言う人はいないと思います。むしろ、論理的に使いながら、しかしいかにそれをうまく切り分けるかという技術のところを、今、具体的に2層の話とか3層の話とかありました。上位に行けば行くほど、もしかしたらお互いに侵入できてしまうかもしれないから段々に下に分けましょうと。一番1層まで来て分けると、1層は物理的な線ですから、これを分けることになるわけですが、1層は一緒でも、つまり光ファイバーとガラスの物理的なものは一緒でも、2層のところネットワークを分ける。これは論理的と言いますがけれども、しかし3層のIPレベルからすれば、もう違う、まるっきり日本語と英語の世界ですから、これはお互いに入っても意味がない、いわゆるネットワークの使い方になるわけです。ですから、1層で必ずしも分けなければいけないかという議論ではなくて、2層、3層のどこまでのところでネットワークを論理的に分けるかというのを個別に検討をしていく必要があるだろうと。それはお金の問題も背景にしながら、県として一番安全性とコストを見ながら考えていく。そういう意味で、今回、県域全体のネットワークをどうするかということを議論する中では、まるっきりネットワークごとの別々のネットではなくて、1層のところはシェアしながら、2層、3層のところ、どうそこを分けながら安全性を確保していくかということの研究しているわけです。そのこと自体は方向としては私

は間違っていないと思いますし、市町村の方が、県は物理的に分けろと言って、今度、高速ネットへ1層のところを一緒にやっているから考え方変わったのかというのはちょっと短絡的だと思いますか。物理的というのは、例えばインターネットと市内LANがつながっていると。同じ2層のレベルで、IP層でつながっていると。これは問題ですよ。そういう物理的な接続はだめなんです。お互いに入ってしまうから。この2層という意味において。それも、物理的につながっていますよね。間にルータが入ってつながってくる。そういう接続はだめだと思うんですけども、しかし間に入るところをちゃんと交通整理をして、違う次元のネットとして論理的に分けられるような仕掛けになったものまで、1層までとらえると、物理的という意味においては、シェアしていますから同じですけども、しかし2層以上は違うというところ。住基ネットはもしかしたら2層で分けなさいと。3層ではだめだ。2層ならいいかもしれないという考え方もあるし、2.5層なんていう新しい層もあるんですよ。どこでやるかはもう少し研究をしていく必要があるかと思いますが。

不破会長：

よろしいですかね。いずれにしろ、市町村の理解を得なければ、これはできない話ですので、技術的な部分も市町村ときちんと話をした上で、理解を得ながら進めていきたいと思っておりますので、この部分に関して何ら隠すことも何も無いわけですし、県は考えていることを、こういうふうに我々は考えているんだと。市町村は市町村で、専門家の方もおられるし、過去にこういうふうに言われたということでこだわっておられるところもあるでしょうし、そういうところは、お互いに意見をきちんと述べ合って、理解を得ていく努力というのが双方で必要ではないかなと思いますけれども。

中澤委員：

市町村はいずれにしろ、物理的に分ける必要はないっていうお話ですけども、その時は分けろと言われて分けているわけですよ、現実には。

不破会長：

はい。では吉田さん、いかがですか。

吉田委員：

実験後、県で活動いただいている内容というのは、こういう形で見えるようになってきて、それはありがたいなと思っています。ただ1つ、この審議会の中で、県からもご努力されて進んでいく行為の中で、先ほどのお話ありました。か×かというふうにお受け止めをされる市町村が出ると、これはやっぱり問題になろうかと思っております。いわば、今時点、できるだけ安全な対策というのを県のほうで一生懸命考えられて、このようにするべきではないでしょうかというご提案がされると。その後、ネットワークの状況やセキュリティのレベル、安全対策というのは、どんどん日々変わっていくわけですから、日々運用の中で、これでいいだろうということで運用を始められたあとであっても、半年後や1年後になると、とてもこの運用コストを掛けてやるには大変なんだということを考えて、そういうことに悩んでいらっしゃるような市町村も出てくるのではないかと思います。その時に、どういった対策をもって運用していくことが大事なのかということのご相談ができるような関係を、私どもたちのこの審議会の提案の中から読み取っていただければ非常にありがたいなと思っております。要は、県が安全を担保するという言葉がありましたけれども、安全はできるだけ担保できるように検討をするためにコスト

を掛けられるのであって、100%の安全を担保することを宣言されるわけでは決してないという意味で、市町村の方は、内容をいかに読み取っていただけるかということが非常に大事なことだろうと思います。これは、もうどなたもそうですね。国が というから なんだという話では決してない。市町村さんが運用をやっていく中で、いかに運用というものをとらえていくかというところを読み取っていただく必要があるだろうと認識しております。

不破会長：

その意味では、長野県がそのことを手助けしていくという努力も必要だと思います。そのための手助けをしていく場として電子自治体協議会のセキュリティ対策ワーキングというのが、大変好都合なワーキンググループがあったということで、そこで是非忌憚のない意見を述べていただきながら、県もできるだけの市町村への手助けをしていく。理解をしなければいけないというのは当たり前なんですけれども、理解をするためにも県がどんどん情報を出していく。また、いろいろな質問にも丁寧に答えていくという努力が必要だと思いますので、そのこともよろしく願いいたします。清水さん。

清水委員：

この間、県のほうで随分努力していただいたと思うんですけども、不破さんも冒頭におっしゃったように、このネットワークの議論では、県と市町村というのが上下関係では絶対まずいわけで、県が指示して何かやらせるということでもなければ、市町村の側も県に判断をしてもらって自分は言われたとおりやればいいということでもまずいと思います。県のほうが確かにいろいろと調査する人的スタッフの面などからできる面はあるんでしょうけれども、やっぱりあくまでも市町村が責任を負っていかねばいけないネットワークだということを考えて、一律的な指導というよりも、個別の事情をよく考えてあげた上で、県としてどこまでサポートできるかという姿勢で臨んでいただきたいと思います。標準的なものを出して、これで全市町村やってくださいということになると、それにうまく当てはまる自治体はいいでしょうけれども、そこから随分離れたところになると、そこを無理にやろうとした時に、やはり人的、コスト面、さまざまな面で無理が出てくることもあろうかと思っております。しかし法的な問題としてはやはり最終的には市町村、各市町村がそこで問題が起これば市町村の責任になりますから、県のほうも、うちの言うとおりにやれということではなくて、各市町村が責任を持って管理ができるように県として何ができるか、どこまでできるかという形で、各市町村のことを考えて取り組んでいただきたいと思います。ますます仕事が大変になるかと思っておりますけれども、各市町村が望んでいるのはまさにそういうサポートだと思いますので、大きな市に合わせたことを小さな町や村に同じようにやれと言っても必ずしもできませんので、そういう配慮もお願いしたいと思います。

それから質問なんですけれども、今、報告していただいた住基ネットについて長野県の基本的な考え方の(5)のところ、総務省と地方自治情報センターに対してというものがあるんですけども、ここで「CS、CS端末へのセキュリティパッチ早期適用のための体制強化を要請する」とありますが、これはしたという理解ですよ。

吉澤市町村課長：

そうです。

清水委員：

これに対してはどんな返事をそれぞれからいただいているんですか。

吉澤市町村課長：

まず、県としましては2つお願いしているんですが、「総務省及び地方自治情報センターが実施しているセキュリティ監査等の詳細な情報の書面による開示」につきましては、総務省の理解は、品川区でのペネトレーションテストの結果等を、そのネットワーク構成やどの機器に攻撃を加えたかなど、先方としては一応ぎりぎりまで公開しているという認識というのがこの時の答えでございました。それと今、清水委員さんをご指摘されました、「CS及びCS端末へのセキュリティパッチ適用についても、早期に対応できる体制強化」ということにつきましては、既に共通認識として取り組んでいるというのが総務省の答えでございました。

清水委員：

つまり、去年のブラスター問題の時ですか、実際に問題が起こった時と地方自治情報センターのほうから各自治体にパッチをあてることについての指示が出た時とで、タイムラグがかなりありましたよね。ああいったやり方ですと、ほかのところでもいくらかきちんとした対応をしても意味がなくなってしまう。この指摘は私はとてもいい指摘だと思います。実際的な対策について具体的な方針を出して、それを全国の市町村が実施するというふうには持っていけないとまずいのではないかなと思うので、是非、重ねてここはさらに突っ込んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

吉澤市町村課長：

それは、そのようなかたちで取り組んでまいりたいと思いますので。

清水委員：

では、さらに総務省、LASDECとお話を詰めていただくという理解でよろしいですか。

吉澤市町村課長：

実は先方からも、長野県の侵入実験についてもう少し詳しいことも聞きたいというようなこともありまして、いろいろ話をさせていただきたいというのも先方の意向でありますので、その点につきましては、こちらの要望といいますか申し上げたいことにつきましても同じような形でやっていきたいと思っております。

清水委員：

わかりました。では、その経過もこの審議会にご報告いただくということでもよろしいですか。

吉澤市町村課長：

はい、そのようにいたします。

清水委員：

そのあとの後段なんですが、「今回の調査対象としなかった都道府県ネットワーク及び全国ネットワ

ークに係る安全性についての情報開示を求めていく」ということの意味なんですけれども、これはどういう意味なんですか。つまり、既に何かやっていることについて情報開示を県として求めているのか、あるいは現在進行形、これからやることについて、どんなことについての開示を求めるのかというのがちょっとわからないんですが、まずそれを教えてください。

吉澤市町村課長：

CSより上位の部分につきましては、昨年9月の侵入実験でも入り得ないというところで、県としては手が出し得ないところでしたので、その先につきましては具体的な内容についてどのようにされているかを情報公開してもらいたいというのが、ここに書きました趣旨でございます。

清水委員：

だとすると、いわゆる情報公開ではなくて、住基ネットを管理している一組織、一団体である長野県として、その実情を詳しく知りたいということでしょうか。情報公開となると、公表なりさらに一般への公開ということもその延長としてあるわけですけれども、いわゆる国民一般に対して出すということではなくて、まずネットワークの一責任を担っている長野県として総務省、LASDECに対して他の都道府県のネットワークは安全面はどうなっているのかと、そちらで把握しているものについて、とりあえず教えてくれないか、ということですかね。

吉澤市町村課長：

県内の市町村の状況につきましては、昨年3つの団体でご協力いただきましたので、こちらとして責任を持った部分で実験をさせていただいたわけですので、それができ得ない部分についてということ。今、委員さんがおっしゃったとおりでございます。

清水委員：

はい。これについては今、どういう進行状況になっていますか。

吉澤市町村課長：

これについては、まだ明示的な進行というのはまだない状況でございます。

清水委員：

ゆっくりやっていていい問題だと思いませんので。長野県が苦勞しながらあれだけの成果を上げたわけですから、是非、全国にも問題意識を持ってもらう意味でも全体的な安全レベルを高めないと意味がありませんから、その情報開示というのはその第一歩になるかと思しますので、是非、進めていただければと思います。

吉澤市町村課長：

わかりました。

不破会長：

佐藤委員さん、先ほどのに付け加えてありましたら。

佐藤委員：

もう時間もあれですから、私は市町村のセキュリティ対策を具体的にどうするかに関しては、今回、これからあとでご報告しますが、県の利用に関しての安全性対策として、いくつか現実に市町村でやっていないことを盛り込みましたから、そういうことが今度は現場サイド、市町村でも同じようなことをやっていったほうがいいと思っていますので、そのあたりを継続しながら、より現場のレベルを上げるために...、国はここまでの指針だけれど、県はさらにそれ以上にここまでやった、やるという今予定なんですけれども、それが汎用的であれば市町村のほうでも同じような対応というものを取るということも検討...、コストとかいろいろな全体のバランスを見ながらの話になります。それは各論をこのあとでまた申し上げたいと思います。

不破会長：

櫻井委員さん。

櫻井委員：

私はちょっとあとの問題とも重なってくる利用状況とか、コストのことをお聞きしたいと思いますが、それは後ほどで結構だと思います。

不破会長：

今はよろしいですか。はい、ありがとうございます。

では、このことにつきましては以上で、今後とも県として安全対策というものを進めていく。特に先ほどの3ページ目の(7)の部分というのは、安全策の第3次版、共同アウトソーシングの部分にかかわる部分で、これについても県は具体的な検討を、これは複数の市町村も一緒になって始めておられるということだと受け取っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に審議事項の2番目、「公的個人認証サービス」について、事務局から報告をお願いします。

阿部情報政策課長：

知事のあいさつの中にもございましたけれども、昨年11月6日に本審議会に公的個人認証の関係の検証をご依頼申し上げてから何回にもわたってお忙しい中ご審議いただいたことを、まず御礼申し上げます。

経過として、11月6日以降の検証の中で結果が出たということで、今年の4月8日に不破会長さんからご報告をいただいたところでございます。記載してございますように、総項目で108の項目について検証をいただきまして、Aとして「安全であることが確認されたもの」が99、Bとして「運用状況により確認が必要なもの」が4項目、Cとして「長野県独自の対策・支援により安全が保たれるもの」が5項目、それからDとして「安全性が確認できていないもの」がゼロというようなことでご報告をいただいたところでございます。この108項目についての審議会の検討結果につきましては、県下の市町村はもとより総務省や他の都道府県にも情報提供してきたところでございます。そして長野県といたしましては、この審議検証結果を尊重させていただきまして、市町村と協議の上、対策・支援を具現化してきたところでございます。



具体的には、特にBとCに関しましては、委員の皆様にも文章ではご報告してあるんですけども、今日はちょっとお時間をいただきまして、その後、どんなことを講じたかということの説明させていただきたいと思います。特にBの「運用状況により確認が必要なもの」というのは4項目ございましたけれども、1つとして都道府県認証局とブリッジ認証局の独立性というようなご指摘をいただきまして、こちらのほうは、運用開始時に県が立ち入り検査ということで、過日6月28日に3名の職員がL A S C O Mのサービスセンターのほうへ出向きまして、立ち入り検査で確認させてきていただいております。それから、公的個人認証サービスの都道府県協議会が行う外部監査結果の確認ということで、こちらのほうも申し入れをいたしまして、今の情報ですと、この8月から来年の1月に掛けて外部監査を実施しまして、来年2月ごろに報告書が出るという情報を得ております。こういったものをまた注視していきたいというふうに考えております。

それから2番目、3番目は、いろいろブリッジ認証等のS L A (サービス・レベル・アグリーメント)の締結という格好でご指摘いただいたわけなんですけれども、こちらもご助言いただいた内容を、協議会を通じて12月15日に要望をしております、損害賠償という項目がなかったわけなんですけれども、これを新たに規定していただいております。16年の1月13日に加わりました。それから、サービスの可用性ということで、万が一のことがあった時の復旧のための時間とか、そういったものを設けるべきではないかというご指摘をいただきまして、このへんも現在も継続的に要望を続けているところでございます。それから、国レベルでの費用対効果というのはこういった視点もというのがございましたが、これに関しましては本制度だけではちょっと論じることができないということで、それぞれ電子申請等を行うシステムを構築する主体 国、県、市町村 がそれぞれの立場でその時点で検討をしていくことが必要ではないかというふうに整理をさせていただきました。

それからCの関係で、長野県独自の対策や支援により安全が保たれるということで5項目、ご指摘をいただきました。1点目が、市町村における本人確認ということですが、これは実際に住民の皆さんがお見えになった時の確認ということで、具体的に窓口の職員を複数にしたかどうかというご指摘をいただきまして、このへんも市町村と協議をいたしまして、長野県の認証運用規程という中に、既に5月11日に規定をさせていただいております。それからICカードの安全性は、これは安全性の技術基準があるんですけども、いわゆる仕様書だけの安全基準のような形になっているものですから、このへんのご指摘に対しましては、これは住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会と関連するものですから、市町村課を通じて要望をいたしまして、国のほうは5月28日現在では前向きに検討を始めているという回答を得ております。それから運用規程のパブリックコメントということで、制度を県民の皆さんに周知すべきだというご指摘をいただきまして、ホームページでは6月10日、それから市町村の説明会というのを4月27日と6月17日の2回にわたって行っております。ホームページでも県民の皆さんからの意見とか質問もお寄せいただくような、そういう形にしております。それから市町村の窓口の機器の PATCH あての関係でございますけれども、これは市町村が PATCH あてに関してもいろいろ知識が乏しいというようなお話があったり、本来はL A S C O M等に問い合わせをしてもいいんですけども、ちょっと聞きにくいというような声がございましたものですから、県の情報政策課の中に県独自のヘルプデスクを設置させていただきまして、電話で受け付けをしております。6月4日に設置いたしまして、7月末まで22件ほどお問い合わせをいただいて対応をさせていただいております。それから最後に、市町村の窓口端末の操作者の認証方法ということで、現行はIDパスワード方式というのをやっているんですけども、より安全な指紋認証方式等はどうかということをご指摘いただきまして、このへんも5月17日に都道府県協議会を通じて要望を行ってきております。

このように、一応BとCの項目に関しましても、ご指導をいただいた中で対策、支援策を市町村と協議をして具現化しながら、一定の方向が出てきたところで、先ほど申し上げた6月の県議会にスタートのために必要な条例案と補正予算案を提案いたしましたして、7月2日に採択をいただいたということでございます。そして翌々週の7月12日の月曜日から、長野県においてもサービスを開始したという状況でございます。

それから2ページのところに、その後の利用状況ということで資料を付けさせていただいてございますが、8月6日現在で県内市町村で103枚交付になっております。松本市が13枚、長野市、飯田市が12枚というようなことで、記載のような申請、発行状況になっております。ちなみに全国ベースも問い合わせたんですけれども、全国では1月29日のスタートから8月6日までで3万9,488枚の交付というような情報を得ております。

それから3ページに参考で付けさせていただいたんですが、実は公的個人認証制度が始まった中でシステムの障害が起こったという情報がございました。これは、自治体衛星通信機構(LASCOM)のほうからの間接的な情報ということなんですけれども参考に付けてございます。この5月26日から7月26日までの間に新規に発行され、その間に住所変更等のため失効となる一部の電子証明書26件について、システム障害のため失効処理が行われていませんでした。現在は復旧し、失効処理が完了しております、と。今回の障害で影響が及ぶ可能性がある署名検証者に対して確認を依頼したところですが、皆様にはご迷惑をおかけいたしました、再発防止に努めます、というようなことで、これがポータルサイトに掲載されました。実際の中身は下のほうにLASCOMの利用として付けてございますけれども、右側の指定認証機関がLASCOM、それから指定情報処理機関がLASDECになるわけですけれども、住民の方が電子証明書を交付申請にまいりまして、その時に使われました基本4情報というものが、右側のLASCOM側からLASDECのほうに通知をするようになっていたんですが、この情報が行かない状態になっていたということでございます。この期間に約9千数百枚の電子証明書の発行があったわけですけれども、その間に1回電子証明書を出されてから住所変更をなさった方、本来でしたらもう失効になるわけですけれども、その該当の方が26件あったということでございます。詳しいことは説明会であったんですけれども、どうして発覚したかというお話を聞いたところが、この5月26日から7月26日の間に基本4情報に変更、つまり住所変更等があった利用者の方が、異動をされて新たな電子証明書の発行申請を行った際に、有効な電子証明書がまだ存在しているということで、二重交付になりそうになったということで、この事実がわかったということらしいんです。このくらいの情報しかなくて恐縮なんですけど、8月3日に都道府県担当を集めた説明がございましたけれども、非常にわかりにくい説明になっております。それから、もう1つは危機管理ですね。こういった事象が起きた時の対応として、いろいろ情報の伝達においてなかなか不十分な点もございまして、そのへんのところは長野県のみならずほかの県からも声が出まして、現在、誰がこの復旧をしたということを確認したり、今後の対応をどうしていくのか、あるいは損害賠償等も出てくると思うんですけれども、そのへんが非常にスローに進んでいるというんですか、わかりにくい部分がございまして、各県とも連絡を取りながら早急に検討して公表いただくように強く申し入れをしているような状況でございます。公的個人認証の関係は以上でございます。

不破会長：

はい。最後の点、もう一度確認なんですけれども、機器の異常に気が付いたのは利用者から問い合わせがあったから気が付いたということですか。

阿部情報政策課長：

詳細は聞いてないんですけども、県の担当者からそういったことについての問い合わせがLASCOMにあったというふうに聞いております。そのへんまでしか情報は開示されていないものですから。

不破会長：

はい、わかりました。

清水委員：

一言いいですか。これは報告を受けないからではなくて、それこそきちんと正確に把握をして、問題の発生原因を早急に調べないと、あちこちでこんな問題が起こったら、せっかく新しい制度を作っても台無しじゃないですか。私、個人の住基ネットに対する考え方はともかくとして、全国の自治体が進めていく制度で、何が原因でこういうことが起こったのかも重要だし、どういうことがきっかけでわかったかということもすごく重要なことで、外部の人から言われないとこういうことがわからないような仕組みであれば、そこも改善しなければいけないわけなのに、それをどこが考えていてどんなことを検討しているかも、どの県も知らないというのは非常に問題じゃないかと思います。これは答え待ちではなくて、是非、長野県側からLASCOMに迫って、この事件の発生原因や問題発覚の経過から含めて経過を全部把握し、今後の対策をどうするかということを決める必要があるのではないかと思いますけれども。

不破会長：

是非、その点をお願いいたします。また、報告をお願いいたします。公的個人認証サービスにつきましては以上なんですけれども、ご意見等ありましたら発言をお願いしたいんですけども。よろしいですかね。こういう形で今、始まったと。ただ始めるわけではなくて、独自の安全策をやりながら。ただ、ここに書かれています安全策も一部はやったというものもありますけれども、一部は提案をしたとか、要望をしているという段階のものもありますので、それは今後ともどうなったかというのを報告をいただきたいと思います。

佐藤委員：

1点だけいいですか。長野県で103件、全国で3万9,000余ということなんです、これは電子証明書を発行した数でありまして、実際にその人が自宅で何の用途で、どういう申請の時にこの電子証明書を付けて利用したかということのほうが、実はこれからは意味があるわけです。まだそういう事例があまり上がってきていないのか、国が把握していないのか、順次出てくると思いますので、継続してそういう情報を国のほうで出すような依頼をお願いしたいと思います。

不破会長：

はい、お願いいたします。それではこの問題は以上でよろしいでしょうか。

それでは時間の都合もございますので、次の審議事項3、県の旅券事務における住基ネットの利用についての審議に移らせていただきたいと思います。このことにつきましては、前回の審議会で、これはパスポート発行に関する事務で住基ネットの利用を、ということで、県から我々のほうにその安全策に

についての検討ということで要望がありまして、前回の審議会で佐藤委員さんにそのことをお願いをしたところでもあります。では、このことにつきまして、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

吉澤市町村課長：

それでは資料3によりましてご説明したいと思います。まず1の「現状及び経過」というところですが、平成14年12月に住民基本台帳法が改正されまして、現在32法律の68事務で利用することが可能という状況になってございます。本県は現在のところ利用しておりませんが、パスポートの関係につきましては、本県を除きます46都道府県で実施されているということでございまして、特に市長会等から県に対して早急に実施するような要請がなされております。3つ目につきまして、先ほど会長さんからご説明いただいたとおり、佐藤委員さんに具体的なセキュリティ対策の協力をお願いしておりまして、その下に書いてございますように、今まで、3月、5月、7月、8月と4回、ご協力をいただいております。どうもありがとうございます。2の「事業内容」でございまして、以下(1)(2)に書いてあるような方法によりまして、住基ネットシステムの情報を利用して旅券のパスポートの発給申請における住民票の添付というものを省略したらいかがかと考えてございます。まず(1)でございまして、現在県のパスポート発給につきましては、そこに地方事務所と書いてございますけれども、これが県内10カ所ございます。広域市町村単位に地方事務所というのがございまして、こちらの生活環境課というところで実際は事務を扱っております。その中で各地方事務所に住基ネットの端末機を1台ずつ配備したらいかがかということで、台数としましては10台ということになります。(2)でございまして、技術的な対策としましては、主なものとしてはそこに書いてある4つでございまして、それと併せまして、運用面の対策というものも実施させていただきまして、本人確認情報の十全の保護を図ってまいりたいと考えております。技術的な対策で簡単に申し上げますと、1つは、県の住基システムサーバとパスポートの実際に現場で使う業務端末の通信につきましては、暗号化した通信経路を設けて行いたい。2つ目ですけれども、業務端末というものがわかってしまうといけないということで、ステルス化していきたい。3つ目でございまして、業務端末の使用にあたりましては、指紋認証などによるアクセス制御を行ってまいりたい。4つ目でございまして、業務端末の運用支援ソフトというものによりまして、ソフトウェア資源の一元管理を図っていったらどうかという、この大きな4つの技術的な対策を考えてございます。

3番目の「事業効果」でございまして、大きく言いますと(1)(2)の2つが考えられるのではないかとことです。まず(1)ですが、先ほど申し上げましたように、パスポート申請時に現在は住民票の写しというものを付けていただいておりますけれども、住民の方から見ますと300円ということで手数料を払っていただいておりますので、これらが不要となりますので金銭的負担が軽減される。2つ目でございまして、かっこ内にありますが、特に更新の手続きの場合に戸籍抄本というものの添付が必要ございませんので、そういった意味では、市町村役場に行くことが必要なくなりますので、時間的・労力的な負担の軽減で住民の利便性の向上にも役立つのではないかと考えてございます。この点に関しましては、次の2ページ目、3ページ目で試算というものを付けさせていただきますので、簡単に説明させていただきます。この費用対効果の試算につきましては、大前提としましては、昨年11月、12月、今年の2月と、3回のこの審議会におきまして試算をさせていただいたものをベースとさせていただきます。

まず、行政側のメリットがどうなるかということですが、1ですが、窓口業務の削減ということで、実際に写しの交付ということが必要なくなりますので、それらにつきましては県内全体で約2,300

時間に少し欠ける時間、2,288時間余を想定させていただきまして、これを市町村の職員の時給でかけると459万円がプラスになる。2つ目でございますが、そうは言いましても、手数料ということで現在300円ずつをいただいておりますので、これが県内の実績としましては約4万件ございますので、これが減ってしまうということで、マイナス1,200万。3ですが、今度は市町村で住民票の交付をする代わりに県のほうで検索するということになりますので、それについて県の事務の時間が増加するということがございます。想定では1件あたり3分と想定させていただきまして、市町村職員時給を準用させていただいております。昨年4月のラスパイレス指数でいきますと、県職員は95.8、県内市町村は96.5とほぼ同じですので準用させていただいて計算させていただきましたが、401万円のマイナスということで、行政側のメリットを計算させていただきましてマイナス1,142万円と、これは単年度ベースでございます。

次に住民側のメリットを試算させていただきました。まず、新規でパスポートを取っていただく場合には戸籍抄本と住民票の写しは両方必要ですが、更新の場合は戸籍抄本の添付は不要になりますので、この割合を、実績から7.8%ということで、件数で3,120件となります。それと、特に都市化された地域に多いんですけども、2つ目のポツですが、住所地と本籍地が違う方という割合がかなりあるのではないかとということで、想定としましては、人口3万人以上を半分程度、3万人未満は2割程度が違うのではないかとということで想定させていただきました。これらの方々にとりましては、住民票の写しが省略されれば地元の役場へ行く必要がなくなりますので、これらの割合を計算いたしますと、4万件の中では1万4,655件という試算になります。そうなりますと、役場に行く必要がなくなる方々の合計数字は1の2行目に書いてあるかっこ内を足しますと1万7,775件になりますので、これらをベースにしまして、まず時間の短縮を計算しますと、そこにあります2,080万円がプラスとなる。次、2番目でございますが、役場に行く交通費ということでお金が掛かっておりますので、それら窓口までの往復交通費につきましては395円ということで計算させていただきまして、これが702万円のプラス。次に、3ページへまいりますけれども、3で手数料の節減というようなことで、住民の方から見ますと支払う必要がなくなりますので、1,200万円のプラスということでして、住民の方から見ますと、合計しますと3,982万円というような形になります。それで単年度ベースの県内の行政と住民のメリット・デメリットを足しますと、そこにありますように2,840万円ということになります。あと、県の経費を比較する関係で5カ年で計算しますと1億4,200万円というのがひとつの数になります。もう一方ですが、旅券事務で住基ネット利用を図る場合の県の経費というものを、今、暫定的に計算させていただいたんですが、そこにありますように、5年間のリース契約を前提として2,700万円と試算させていただいておりますので、今言った、行政住民側のメリットと県の経費を差し引きしますと、5年間で1億1,500万円のプラスというような形で試算をさせていただいております。下の参考は、基礎数値になってございまして、これらにつきましては注の欄に書いてございまして、本年2月の試算と同じものを使用させていただいております。

恐縮でございますけれども、また1ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。県としましては、費用対効果が今のようなかたちでメリットが大というような形になりましたので、事業効果も記載のとおり考えさせていただいております。

4のセキュリティ対策ですが、これは後ほど詳しく説明させていただきます。5ですけれども、もし本日の審議会で基本的なご了解というものが得られた場合ということでございまして、9月下旬に9月議会というのがございまして、そちらに関連の補正予算を提出させていただきまして、もし議決をいただければ、その後10月から12月中旬に掛けまして機器の導入という

ものをさせていただきたい。機器が入ったところで担当者の研修、あるいはそれができたところで審議会委員の安全性の確認というものをもう一度やっていただければと考えてございます。最終的には、審議会をもう一度開催させていただきまして、そちらで安全性の確認をしていただいた内容につきましてのご報告をしていただいて、お認めいただいて、来年から利用開始というような形ができればと考えてございます。説明は以上でございます。

不破会長：

はい。ここまでのところでご発言等ありましたら。櫻井さん、先ほどありましたね。

櫻井委員：

今、テロの影響もあって、パスポートを世界中でどういうふうにより安全性を確保するものにしようかというので、非常に大きく変わりつつあると思うんですね。ですから、日本のシステムそのものもIC化していくというふうな方向にいくのではないかという見方ができるわけです。また、それはそれで別の問題を含んではいるんですけれども、今、ここの説明を聞きますと、長野県を除くほかの都道府県で行っているから長野県下の市町村から早急に長野でも実施してほしいという要請がある、ここに書かれてありますけれども、これは実際に住民の方の要望なんでしょうか。それとも、例えば首長さんあたりからの、「うちもやったほうがいいんじゃないか」という要望なんでしょうか。住民の方の要望が具体的に上がっているんでしたら、それをちょっと聞きたいと思います。それから、ここにいろいろ数字で出していただきまして、経済的にはメリットがあるということですが、これは、このことに関するコストだけですよ。例えば、先ほどの説明で、長野県は住基ネット関係で1年間に2億6千万円使っているというふうな数字が確か冒頭であったと思うんですが、そのへんの費用配分といいますか、全体のシステム構築、それから維持費、セキュリティを高めるためのその都度その都度のコストなどを入れるとどういうふうになるのかなという疑問もちょっとあるんですけれども。

吉澤市町村課長：

まず1点目の住民のご要望というお話でございますけれども、私どものところでは、直接聞いておりますのは市長会ですとか、あるいは町村会の懇談会の席上とか、そういう形でお聞きしております、特に市長会さんのほうからは、住民の利便性の向上を図っていただきたいということで、この県利用を進めていただきたいということで承っております。

合木国際課長：

国際課長の合木と申します。住民の方からご要望というお話なんですけれども、私ども窓口の職員から間接的に聞いておるんですけれども、中にはやはり住民がカードをお取りになって、これがあるから住民票はいらんんじゃないかというようなことで、申請の際にそういうふうにおっしゃる方がいらっしゃいます。数的に全体を把握しているわけではないんですけれども、だんだんほかの県が導入しているというようなこともございまして、要望としてはこちらで承っております。それと今、市町村課長からも話ありましたとおり、市町村の首長さんからも電子化というような流れの中で長野県だけちょっと遅れているのではないかというような苦情と申しますが、そういったご要望は私どものほうにも寄せられております。

櫻井委員：

同じ電子化でも、今ここで検討されている電子化と国際的に論議されている電子化というのは、また違うだろうというふうに思うんですよ。確かに住民の方からそのような要望があるのかもしれませんが、例えば、住基カードの普及率そのものを見ましても、要望があると言っても、その要望というのは本当に微々たるもので、この後ろのほうにも数字が出ていたと思いますけれども、人口比で言えば、0.2～0.3%であると。1%の5分の1でしかないわけですね。総務省は当初、初年度で300万枚、全国でという目標を掲げておりましたけれども、これは毎日新聞の調査で25万枚しか出ていないんですね。とてもこの住基ネットが、今、あなたがおっしゃったような、住民の利便性ということを上向きにさせるという意味で、実質的な効果はないというふうに私は思うんですね。ですから、このパスポートの件に関しても、ほかの県がやっているからとか、首長さんから住民の利便性という要望があるからということだけでは、このままいいものであるかどうかということの判断にはならないと思いますが、いかがでしょうか。ここにいろいろと何千万円、1年間にしてメリットがありますとおっしゃるけれども、この数字をこのまま受け取るわけにはいきませんよ。これをサポートするシステムとしてのコスト全体を考えたり、これからどのくらいの普及率があるのかという将来の展望性を考えたりするのがこの長野県の審議会の役割のひとつではないのでしょうか。

不破会長：

市町村課長さん、いかがですか。

吉澤市町村課長：

住基カードの普及の関係につきましては、先ほど櫻井委員さんがおっしゃったような形で、総務省が想定しているほどは普及が全然進んでいないというような状況で、それはこちらでも認識しております。この県事務におきます住基ネットシステムの利用につきましては、住基カードの普及といいますか、持っていらっしゃる方でなくてもパスポートを必要とされる方につきましてはご利用いただけるということでございますので、先ほど県の1年間の運営経費のうち、この旅券事務でどのくらいの使われ方がするのかというのについては、ちょっとまだ時間の関係で今回の試算に入れさせていただいてはございませんけれども、そういった意味では、住基カードの普及とは少し、もうちょっと広い方々に住基ネットの情報をパスポート発給ではご利用いただけるのではないかとということで、先ほど申し上げました試算を今回させていただいております。

不破会長：

今の櫻井さんの質問は住基カード云々ということではなくて、ここのメリット・デメリットの話、この計算ということが、この数字だけが出てくるのではなくて、バックボーンになる住基ネットの運用経費という中で議論をされなければいけない。この部分だけ出てきて1億いくらのプラスであるからというのはちょっと理由にならないのではないかと趣旨だと思いますけれども。

清水委員：

その関係でいいですか。ちょっと質問の中身を深めるという意味で。以前の行政側、住民側のメリット・デメリットということでやっていただいたんですけども、そこでやっぱり基本的に見なければいけないのは、まず行政の側だけのメリット・デメリットです。住民の側のメリット・デメリットとは

分けて見なければいけない。というのは、住民の側が利益を得れば、それは行政の側に経済的に還元されてくるというのか。この表で言うと、5年間で1億1,500万円の住民側のプラスが自治体に戻ってくるという計算になるのであれば、自治体のマイナスと住民のプラスを差し引き計算する意味があります。今日出していただいているものでも、住民票の発行について自治体の収入はなくなるというところでは、これは確実に自治体にとってマイナスになるわけですが、そのマイナスになった分、住民の側はそれを払わなくなってプラスになった。行かなくて交通費も節約できたし、その時間帯の、みんな働いている人とは限りませんが、そういったところが仕事に行けるから、それもプラスになるんだという計算をしても、それは自治体の経済的利益に返ってこないわけですよね。自治体の側はこれを見る限りはひたすらマイナスになっていくということなんではないですか。自治体の経営ということを考えた時に、住民の側のほうの負担が楽になったから、自治体全体としての行政運営が経済的にプラスに展開していくということにならないではないですか。そのあたりはどんなふうにお考えなんですか。これ全体で、プラスマイナスでプラスになるからいいというふうに、計算はできますか。

櫻井委員：

例えば、この分に見合う人件費が減るということで1人か2人、リストラするとか、そういうことが可能なかどうかということにつながっていきますね。人数は同じですよ、同じ体制で机上の計算ではこういうふうになりますよというのでは、やっぱり住民を説得することはできないのではないのでしょうか。

不破会長：

いかがでしょうか。

吉澤市町村課長：

今回の試算では、今、委員さんがおっしゃいましたような形で、行政側でのメリットはマイナスのままというふうに想定されます。

清水委員：

この住民票の写しの収入というのは、これは市町村の収入になるものですよ。

吉澤市町村課長：

そうです。

不破会長：

そのことも含めて議論をこれからさせていただきたいと思いますけれども、佐藤さんをお願いをしましたセキュリティ対策についても説明をいただきたいと思いますけれども。

吉澤市町村課長：

資料の3-2以下でセキュリティ対策につきましてご説明してまいりたいんですけれども、実はセキュリティということで、公開で行った場合に今後支障が出る恐れというものが考えられますので、審議につきましては非公開のかたちでお願いできればと思いますが。



不破会長：

はい。ただ今、事務局のほうから審議の非公開についての提案がございました。非公開にする範囲というのは、技術的なセキュリティに関する議論、個別の個々の技術に関する議論の部分だけを非公開にしたいと。その説明が終わり次第、また先ほどの櫻井さんの問題提起もありましたけれども、そちらの議論に戻った時にはまた公開にさせていただくということによろしいですね。

吉澤市町村課長：

実は、運用面につきましてもやはり非公開とすべき部分もございますので、セキュリティ対策全般につきまして非公開という形でお願いしたいと思います。一体となつてございますので。

不破会長：

個々の技術に関して。それから、人的な運用についても、それはセキュリティ上の問題があるならば非公開で構わないと思いますけれども。また、そのセキュリティに関する部分の議論が終わって総論に戻った時には公開に戻らせていただくということ。それから、セキュリティに関して、全部を非公開にするのではなくて、まずポイントとなる部分、公開にしていい部分をまず最初にご説明いただいたあと、個々の技術論に関して非公開にさせていただくというふうにしたいと思いますけれども、各委員、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。結構ですか。

(はいの声)

不破会長：

それでは、委員の了解が得られましたので、まずポイントとなる部分を、これは佐藤委員さんのほうからご説明いただいて、その後、個々の議論は非公開の場でやらせていただきたいと思います。終わった時点でまた戻って、そこまででこういうことが議論されて、こういう結論を得たんだということは公開をしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

佐藤委員：

では、簡潔に申し上げます。基本的に住基ネットも既に各基礎自治体で運用されているわけですから、その部分は最低限確保しながら、長野県独自の運用として県庁と各地方事務所という、今度はネットワークが、従来は市町村の場合は庁内であった。LANの中での安全性だったわけですね。今度はWANになってくるといところで運用形態が変わってくるということをまず前提として。つまり、県固有の環境になりますから、それをいかに安全性を確保するかという問題。それと、現状は市町村でやっているところにプラスして、より安全な運用をするために、技術的な面と運用面と2つの観点からいくつかの対策を考えました。

まず、技術面で申し上げますけれど、先ほど市町村課から内容説明がありましたけれども、基本的には県庁とあるいは各地方事務所間のネットワークということになりますので、理想を言えば、先ほどのように分離をして、まるきり別の回線がよろしいわけですが、コスト面、データ量、運用面等をいろいろ検討する中で、業務用の現状の回線を併用する、相乗りをするということを前提として設計をしています。当然、業務用ということの中には、県庁の中においてはいろいろな業務をやっているわけです。

が、インターネットとかイントラネットとか、そういう公開系のところとつながるというネットワークではなく、庁内だけで閉じて、県庁の中だけで閉じた業務用の回線の上を相乗りをするということになります。その閉じたネットを使うんだから、じゃあ、基本的にセンター側も端末側もそのままつなげばいいという問題ではなくて、仮に閉じたネットの中においても、そのネット上でどこかのところから侵入されてくるという可能性も配慮をしなければいけませんので、そういう意味で、先ほど物理的に論理的に多重ということがありましたが、物理的には多重をしますが、完全に住基ネットとして論理的に独立をするトンネルをつくって、そして中のデータも暗号化をするという仕掛けを入れて、こちらのサーバと地方事務所の端末機間の通信を確保するというところでございます。技術的にはIPsecによるVPNという技術を使います。途中のところはそれで確保できた。次は、今度は現場のほうですね。各地方事務所の中において専用端末機があるわけですが、ネットワーク自体が共用していますから、業務の端末機と同じLAN上に今回の端末機が置かれますので、現場の庁内においてその端末機が、例えば攻撃をされるとか、データが盗聴されるとか、改ざんされるとか、その端末機そのものをいかに守るかということを考えなければいけなくなってきます。そのためには今回、ちょっと新しい表現になりますけれども、回線上からその端末機を見えなくするという特殊な仕掛けを入れて、物理的には存在しているんですが、ほかからは一切その端末機は見えないという、ステルスというような表現をしていますけれども、一般的には自分の姿を消してしまって、あたかも存在しないようにしてしまえば、そこがターゲットにならないということ。そういう機能を端末機のほうに入れると、この機能は従来の市町村の中には入っておりません。それから、従来の市町村でいきますと、CSとCS端末間というのは基本的には同一セグメントですが、市町村によっては庁内のほかの業務系と一緒にしているという場合もあります。しかしその間も暗号化はされてない。それから、庁内のほかの端末機からIPアドレス的には見えてしまうとか、そういう問題がありましたけれども、それを今回は完ぺきに県の独自ネットとは言いながら、ほかの業務のところから一切見えなくするというのを、通信それから末端のLANのところ、端末機のところを姿を隠して見えなくするということの対応をします。技術的にはそういうところが主な特徴であります。

あと、端末機の次は、ではよそからは基本的にそれである程度守れるけれども、今度は端末機そのものの運用の問題として、オペレーターがいるわけですから、オペレーターが本当に権限を持っている人だけがちゃんと操作をするかどうかという問題になってきますから、それは操作者カード、それからIDパスワードでやるわけですが、それに関してさらに極端に言いますと、誰かのIDパスワードを入れてもほかの人ができてしまう可能性もあるということから、それに関しては、今度は生体確認という仕掛けを新たに入れるということでございます。これによって本人を厳密に操作する人を特定するというところでございます。そういう形でやるわけですが、もう少し言いますと、ではその端末機そのもののソフトウェアが、いわゆるいろいろなOSのパッチがあたっているか。先ほどの問題ありましたね。それから、ウィルスパターンの更新が適切にされているか。あるいは住基のアプリケーションがちゃんと更新されているかどうか。そういうソフトウェア資源をちゃんと管理しなければいけない。それを管理しろ、しろと言っても、なかなか一元的にちゃんと管理する仕掛けは難しいので、これはシステムを導入しましょうということで、全部の該当する端末機のリソース、そのソフトウェアの状態を全部一元管理する仕掛けを入れて、適用されているのが遅れれば、そこに対してこちらのほうのネットワーク管理者、セキュリティ管理者から対応するようにするというところを技術的には新たに付け加えようとしております。

運用面はさらに、これはあとでまた細かく出ますが、今回のパスポート発行に伴う要領を新たに作っ

て、より厳密な運用をするということで、これもあとで紹介があると思います。1つ、そこまでちゃんとやっても、例えば本当に操作する権限の人が自分の権限外の照会をしてしまうということまで実は防がなければいけないわけでありまして、そのためには、その人がどういう照会をしたというのは、パスワード申請はきているわけですから、その申請者とそれから自分が照会をして住民票の確認をする。アウトプットが出る。その事務的な書類の突合をすることによって一対一は取れるんですが、しかし、申請されてない人の分まで一緒に照会しても、その分では突合できませんので、これは、今度は機械的に合計数と何件照会したとかいうのを精査して出したものとさらに比較をするとう仕掛けが必要ですが、今、これに関しては市町村課のほうでLASDECと話をしているという状態です。市町村にはそういうメニューはあるんだけど、どうも県の仕掛けにはそういうメニューが今のところ見当たらないという話もありまして、これは中間報告なので、私どもとしては少なくとも本番運用までにはその部分までのところも明確にして、これは疑ってはきりがないわけですが、より厳格な運用をするということでは、そういう目的外の検索というものも全部システムの的にチェックができるように。そのために、担当する人は単にオペレーションをするだけではなくて、台帳に全部付けていく。管理者は全部照合するという運用までしていくと。詳細に関しては今後市町村課のほうから説明いただきます。というようなことを基本的には安全対策で考えている。これはいずれも机上の問題でございまして、実際にはこれから機械を入れて、最終的にオペレーションになった段階で、さらにそれが運用されるかどうかということは最終判断しなければいけないんですが、今の段階での判断としては、ここまでのことをやれば一定のレベルにはなっていて、より安全な運用ができるだろうというふうに想定をしている。ちなみに、国が出した基準というチェックリストがあるわけですが、あとで資料が出ますけれども、一部県独自の運用形態の違いを除いては、全項目については3の項目になるということをお手本として市町村に示せるぐらいの運用実態にするということを前提とした内容でございまして、以上、ちょっと長くなりました。ポイントについてご説明しました。

不破会長：

はい、ありがとうございました。それではここから個々の技術論の部分だけ非公開とさせていただきますので、報道陣の皆様、ご退席をお願いいたします。

#### 【以下、非公開審議部分省略】

不破会長：

それでは審議を続けさせていただきたいと思います。この非公開の部分について簡単に説明いたしますと、セキュリティを確保するための技術的なこと、それから運用面について、県及び佐藤委員のほうから報告をいただき審議をいたしました。2～3の点について、さらに12月にももしも運用するのであれば12月までの間に精査してほしいという意見が出ました。それ以外の部分については、技術的な面に関して、運用面に関しては、各委員さん了解をされたという状況であります。

それでは元の話に戻りますけれども、先ほど櫻井委員さんのほうから問題提起がございました。本当にこれが県民が望んだことになっているのか、またコストの面でもメリットがあるのか、その意味で住民への説明が十分に行われているのかという問題提起がございました。この点につきましては、ここでこれ以上審議をするというものともちょっと馴染みませんので、また時間等もありますので、改めて県のほうに櫻井さんの問題提起についての明確なご回答を準備していただく。次回の審議会、9月ないし

は10月に行います審議会で改めてこの点について県からの説明を受けて審議をさせていただくということで進めさせていただきたいと思います。技術的な面、運用面については、先ほどの少し付帯的なものはありますけれども了解をしたということで、本日は、この議案については以上とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今日、4番目の議案であります住基カードの交付状況について説明をお願いいたします。

吉澤市町村課長：

それでは資料4をご覧いただきたいと思います。本県の住基カードの交付状況等につきまして、資料としてお示しさせていただいております。発行件数の関係でございますけれども、6月末までの数字ということで4,978件ということになってございまして、上に今年の3月31日現在の県人口を示してございまして、人口比にいたしますと0.23%というような状況でございます。6月をご覧いただきますと896件ということで、ちょっとほかの月よりも多くなってございますけれども、これにつきましては、伊那市さんのほうで6月に656件発行されてございまして、ちょっと伺いましたところでは、印鑑登録の関係を住基カードのほうへ切り替えということで、これは強化月間でやられたというようなことがこの背景にあるというように伺っております。以下の住民票の広域交付の関係につきましては、そちらに記載のとおりでございますし、転入転出手続き等の特例につきましてもそこに記載のとおりでございます。

独自利用の状況につきまして清水さんからご質問等がございましたのでお答えいたしますと、上伊那広域の10市町村におきまして、住基カードを利用しまして住民票の写しですとか印鑑登録証明書の自動交付というものが行われておる状況でございます。それ以外につきましては、まだ県内では検討中ということでございます。以上でございます。

不破会長：

はい、ありがとうございます。清水さんのほうから質問ございますか。

清水委員：

県としては、これは達成度としてはかなりいっているという印象なんですか。また、これからの伸びといいますか。住基カードの交付というのは、恐らく自治体にとっても住民にとっても、この制度の利用度をどれぐらいのものとして想定しているか。つまり、かなり期待しているのであれば、上伊那が今伸びているということもありますけれども、そういったところを参考にやっていくような動きみたいなものがあるのか。それともなかなか難しいという、様子見みたいな状況になっているのか。これを見る限りは、やはりカードの発行はある程度あったものの、実際の利用というところになるとかなり落ちるのかなと。広域交付について言うと、これは、住基カードがなくても身分証明があればできるわけですよ。このあたりの区分けはしてあるんですか。

吉澤市町村課長：

してございません。

清水委員：

転入転出届のところ、住基カードがないとできないものというのが、これですよ。

吉澤市町村課長：

はい、そうです。

清水委員：

この件数と、総体の数字にしろ、住基カードがないとできない制度。国が転出・転入で非常に便利だと。自治体でもこのあたりのことは広報も出していると思うんですけども、私から見る限り、これは非常に利用度が低い。発行枚数も非常に少ないし、住基カードがないと使えないものに対する利用の仕方がまた極端に少ないと思うんですが、担当課としてはいかがお考えですか。

吉澤市町村課長：

おっしゃるとおりで、決して高いとは考えておりません。やはり、持ってそのあとの利用というもののメリットにつきまして、まだまだ不十分な点があるんじゃないかと考えておりますけれども。

櫻井委員：

あと、住基カードを取った方の、例えば年齢別の、10代とか20代とか50代とか70代というのは、私が調べたところでは、お年寄りが例えば銀行とか信用金庫に行って、「何か身分証明になるようなものがあるといいね」、それで「住基カードをお取りなさいよ」と言われて取っているケースがほかのところではかなり多いんですね。それ以外にはほとんど使われていないという事例もございますので、もし差し支えなければ年齢別とか、どういう方がこのカードをお取りになっているのかということが大体わかるような情報がほしいと思います。

不破会長：

では、それはまた県のほうで検討をお願いいたします。

櫻井委員：

はい、そうですね。はい。

吉澤市町村課長：

はい、では検討いたします。

不破会長：

はい。それではまだご意見もあろうと思いますけども、時間の都合もありますので、この議案については以上とさせていただきます。それ以外で何かご意見、ございますでしょうか。

中澤委員：

これは、今日とかそういうことじゃないんですけども、今日のお話を聞いていても、この審議会の役割が何か安全性の検証みたいな方向に議論が随分流れていると思うんですけども、私はメーリングリストの中でも申し上げましたように、本来はこの審議会の役割というのは、これから県が条例で定めたいような使用を展開していくにあたって、やはり、そういう利用をしていいかどうか、そういうことを

チェックするのが本来の役割だと、一番大切な役割だと私は思っております。どちらかと言えば、安全性の検証自体は二次的というか、本来は県がすべきことだと思っております。当然、そういう中でアドバイスを受けるなり何なり、そのことを否定するわけではございませんけれども、本来県がやっていくべきことだと思っております。そういう中で、少し今までの中ではいろいろごちゃまぜに動いてきてしまっていますので、先ほどの櫻井さんのご発言じゃないわけですが、佐藤さんがアドバイスをされた、こういうものをここで出されて、「いいものができていると思う」と、こういうことしか言えないと思うんですね、はっきり申し上げて。技術検証だけをやっていけばですよ。そういう中で、やはり、県のほうもいわゆるこの審議会に付すべき事項と、それから相談をといいのか、審議会としてというのではなく、個人的に相談をしたいということと、そのへんを少し整理をしてやっていっていただきたいなと思います。そうでないと、本来、一番大事な任務のところはどこかで決めてしまったってというような格好で動いていってしまうような気がしますので、是非そのへんをよろしくをお願いしたいと思います。

清水委員：

同感です。

不破会長：

中澤さんの今のご意見をまとめると、安全性云々以前の話として、県が独自に利用していきたい、住基ネットを利用した独自のサービスをやっていきたい、そのことに対して我々がそれはやっていいか悪いかということをきちっと審議をしていくべきであると。県がむやみやたらに住基ネットを使ったサービスをして本人確認情報が危うくなるというのを防ぎたいという意味でよろしいですかね。

中澤委員：

そうです、はい。

不破会長：

この仕組みそのものをそもそもやっていいかどうか。新しいサービスそのものをそもそもやっていいかどうか。

中澤委員：

住基ネットの仕組みってということじゃないですよ。住基ネットや情報を県が使っているかどうかということを審議するのが本来だと思っております。

不破会長：

それにおいては、今日のパスポートの審議も、技術的な面が非公開の部分でありましたけれども、櫻井さんがおっしゃられたような問題提起というようなことも本来のこの審議会の役割としてこれからも出てくる、ということですよ。

中澤委員：

ちょっと今のわからなかったんですが。

不破会長：

つまり、技術的な面の検討だけではなくて、パスポートのことに関しても、中澤さんが今おっしゃられたとおり、そもそもそれがやるべきことなのかどうなのかという議論に戻って議論をこの審議会で行うべきであると。

中澤委員：

そうですね。だから、法で定められていることについて、パスポートみたいなのは法律で定められていますので、そのことはともかくとしましても、これから条例を制定して使っていくようなものが出てきた場合には、きちっと使っていいかどうかということをするのが本来の任務だと私は思っております。

不破会長：

はい。まさにそのとおりだと思いますし、そのためにいろいろな立場の審議会委員がここに集まっていて、その中の何人かはセキュリティの面で、また何人かはネットワークの専門家の面で、またジャーナリストとして、市町村の担当者として、弁護士として参加している、それぞれの立場で県が進めていくことをチェックしていくという審議会でありたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

清水委員：

すみません。私、ちょっと時間があれなんで。

不破会長：

はい。

中澤委員：

会長さん。ただその中で、例えば安全性の検証といった時に、誤解していただいては困るんですけども、そのこと自体は一応県で措置した対策があり、今日みたいな、いわゆるセキュリティに関する手順書みたいなのが定められていて、それをセキュリティ監査なり受ければ、それで検証はされていくと思うんですよ、本来。ですので、あとまた対策をするにあたっては、それなりのいわば組織なり体制なり備えたところに委託してやっていっても結構ですので、この審議会で検討するようなことではあまりない、そういう気がいたしております。

不破会長：

この審議会が必ずそのことを検討しなければいけないということでは私もないと思います。今回の場合も、パスポートの件に関しては、県のほうでその協力要請がありましたので、それは協力することはやぶさかではないということで、一緒になって安全な住基ネットの利用法ということを模索してきたということであって、審議会が県がやろうとしていることのすべての技術的な面を必ず裏付けを審議会の責任でとらなければいけないということは決してないと思っております。その責任を取るのは県であって、またそれを実施するのも責任を持つのも県であって、我々はそれをチェックするだけであるということでは思っておりますけども。

中澤委員：

ですので、県の方々に、ここへ諮るべきことを少し段々精査をしていていただきたいというふうに思っております。

不破会長：

はい。それでは、佐藤さんのほうは何かありますか。

では本日の審議、以上で締めさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局：

委員の皆さん、本当に本日はどうもありがとうございました。以上をもちまして、第13回長野県本人確認情報審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。